

出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令の概要

法務省入国管理局

1 一部改正の狙い

①「不正行為により基準不適合となる起算日を明確化」させ、基準省令としての性格を徹底することで、法令解釈上疑義が生ずるおそれ等を解消するとともに、過去に虚偽申請に関与していた場合に基準不適合とする規定を新設し、また、不正行為事実の報告を基準適合性の要件とすること等により、②「技能実習生の保護の強化」及び③「不正行為の自主申告の促進と悪質な機関等への規制強化」を図る。

2 主な改正事項とその概要

(1) 不正行為により基準不適合となる起算日の明確化

現行の「不正行為が行われたと認められた日」から「不正行為が終了した日」に改め、法文上起算日を明確にし、基準省令としての性格を徹底。

(2) 過去に虚偽申請に関与していた場合に基準不適合とする規定の新設

興行に係る基準省令と同様に、過去5年間虚偽申請（不正行為の有無について、申請書に虚偽を記載した場合を含む。）に関与していた場合には、基準不適合とする（新たな受入れは認められない。）。

(3) 不正行為事実の報告

不正行為を行った場合は、直ちに地方入管等に当該不正行為事実を報告することとされていることを基準適合性の要件とする。不正行為事実を報告としていたにもかかわらず報告を怠った場合には、不正行為に該当。

3 公布・施行

公布日：平成24年9月28日

施行日：平成24年11月1日